

令和7年申告の準備について



○営業、農漁業及び不動産収入がある場合の申告の事前準備をお願いします。

申告の事前準備は、営農口座取引通知書、通帳、請求書(控)・領収書(控)、現金出納帳等により、**毎月**の収入金額等を整理、集計するとともに、経費については、領収書を月別、種類別に分類して計算を行い、あらかじめ収支内訳書を作成しておいてください。

※帳簿の様式は、各支所、出張所の窓口に置いてありますので、適宜ご利用ください。

※待ち時間短縮の点から、事業等の収支内訳書等や医療費の計算をしていらっしゃる方から、受付番号順に優先的に受付を行います。(計算をされていない方は、「計算コーナー」にご案内しますので、「収支内訳書等」を作成された後に、申告をしていただきますようお願いいたします。)

○平成26年(2014年)1月より、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました。(記帳義務化)

対象となる方…営業、農漁業、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う**すべての方**です。

記帳する内容…売上などの収入金額、仕入やその他の必要経費に関する事項を記載します。

(記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。)

○令和6年(2024年)中に満期保険金や個人年金等を受け取られた方

令和6年中に生命保険会社等から満期保険金・一時配当金や個人年金等を受け取られた場合、それらも所得とみなされます。大まかには、満期保険金等は一時所得に、継続的に支払われる個人年金等は雑所得に分けられます(なお、対象となるものは、原則、保険契約者と受取人が同一名義人のものになります。)

所得金額は、収入(実際に支払われた金額)から経費(掛け金等)を差し引くことによって求めることができます(他の所得と合算されます。)

申告の際は、保険会社等から発行される支払通知書等をご持参ください。

○郵送等による提出をおすすめします。(例年、申告会場は大変混み合います。)

町県民税の申告書は、**郵送又は持込等**による提出も受け付けています。申告書に住所、氏名(ふりがな)、生年月日、日中に連絡が取れる電話番号、個人番号等の必要事項の記入もれがないことを確認して、収入金額・控除内容がわかるもの(原本)を添付して、税務課又は総合支所、出張所まで提出してください。

☆収入がない場合の申告額は、申告書の所得金額の合計欄に「0」を記入してください。

※申告書の「控え」が必要な方は、宛名を記入した返信用封筒(切手付)を同封してください。

※提出された申告書の内容を基に、令和7年度の町県民税を決定しますので、扶養控除(扶養者の氏名、生年月日、続柄)、ひとり親控除、寡婦控除、障害者控除等の記入には特にご注意ください。

◎不明な点がある場合、お電話で確認させていただく場合があります。

◎分離課税となる所得等(土地建物・株等の譲渡や先物取引等による所得)の確定申告は、税務署で申告相談をしていただきますようお願いします。

○譲渡所得・青色申告等の相談について

次のような申告を希望される方は、柳井税務署で申告相談していただきますようお願いします。

○株式や土地などの譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得

○青色申告 ○損失申告 ○初めて住宅借入金等特別控除を受ける申告